



病床の増床を希望する医療機関の公募を行います。

～慢性期・回復期の病床機能の充実を図ります～

既存病床数（平成30年4月1日現在）が基準病床数を下回っている（△855床）ことから、平成30年度病床整備事前協議を実施することとし、増床を希望する医療機関の公募を行います。

平成30年度は、2025年に向けた必要となる慢性期・回復期機能の病床に配分し、これらの機能の充実を図ります。

◆病床整備事前協議について

医療機関の病床の増床は、神奈川県の「保健医療計画」で定める「基準病床数」を超えない範囲で、医療機関の開設（予定）者に病床を配分することで行いますが、医療法に基づく開設許可に先駆け、病床整備事前協議を行い、配分先を選定しています。

市民に必要な医療を確保し、効果的・効率的な医療提供体制を構築できるよう優先的に配分する病床機能等を定めて公募を行います。

○横浜二次保健医療圏の基準病床数と既存病床数（平成30年4月1日現在）

二次保健医療圏	基準病床数（A）	既存病床数（B）	差引（B-A）
横浜	23,516床	22,661床	△855床

* 既存病床数には前年度までの事前協議終了分（配分済み病床数）を含みます。
* 平成30年4月から横浜の二次保健医療圏は市内全域で1つとなりました。

◆平成30年度病床整備事前協議についての横浜市の考え方

裏面のとおり

◆病床整備事前協議のスケジュール

- | | |
|-----------------|----------------------------|
| ・公募書類の配付・受付期間 | 平成30年9月28日（金）から11月30日（金）まで |
| ・横浜市保健医療協議会 | 平成31年2月上旬（予定） |
| ・神奈川県保健医療計画推進会議 | 平成31年2月下旬（予定） |
| ・神奈川県医療審議会 | 平成31年3月中旬（予定） |
| ・事前協議結果の通知 | 平成31年3月下旬（予定） |

※公募要項（スケジュールや申出にあたって必要な事項）は、横浜市医療局医療政策課にて配付するほか、医療局ホームページからもダウンロードができます。

裏面あり

＜＜平成30年度病床整備事前協議についての横浜市の考え方＞＞

- 1 横浜市内の既存の医療機関の増床を優先します。
- 2 慢性期または回復期機能を担う病床（別表）に配分します。
なお、新生児集中治療室（NICU）等の特殊な機能を担う病床については、医療計画との整合性や地域における需要を考慮の上で、配分を検討します。

（別表 配分対象として市が想定している診療報酬上の入院料等）

病床機能	医科診療報酬入院料等
慢性期機能	療養病棟入院基本料
	緩和ケア病棟入院料
	特殊疾患病棟入院料 又は 特殊疾患入院医療管理料
	障害者施設等入院基本料
回復期機能	地域包括ケア病棟入院料 又は 地域包括ケア入院医療管理料
	回復期リハビリテーション病棟入院料

（参考 病床機能の区分）

高度急性期：急な病気やけが、持病の急性増悪などで重篤な状態の患者に対し、特に緊急かつ集中的に医療を提供する機能

急性期：急な病気やけが、持病の増悪などで重症の状態にある患者に対し、緊急かつ集中的に医療を提供する機能

回復期：急性期を経過した患者の在宅等への復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能

慢性期：長期にわたり療養が必要な患者を入院させ、医療を提供する機能

3 病床の配分は、次の視点で総合的に評価して行います。

（評価の視点）

評価項目			
1 地域における医療需要	(1) 地域の医療ニーズ等との整合性	3 運営計画	(1) 開設（予定）者の経営基盤の健全・安定性 (2) 資金（返済）計画の妥当性 (3) 人材確保計画の実現性
2 地域医療連携への貢献	(1) 現在の地域医療連携の状況 (2) 地域医療における役割 (病院等の地域での位置づけ)	4 整備計画	(1) 整備用地確保の確実性 (2) 建築計画の妥当性
	(3) 病床配分後の地域医療連携への具体的な取組 (退院支援職員の配置など具体的な対応策)		

お問合せ先

医療局医療政策課 地域医療整備担当課長 川崎 洋和 Tel 045-671-4819